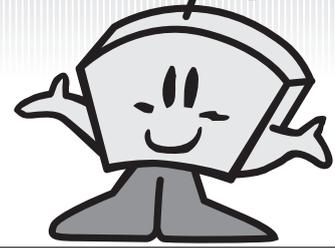


1号議員の選挙とは？

議員定数85名のうち、1号議員として47名を選挙(投票)によって選出します。「企業が選ぶ」選挙です。



① 立候補者

立候補資格

■ 会員はすべて立候補する資格(被選挙権)を持っています。

■ ただし、会員でも10月12日(水)午後5時までに会費を納めていない方は、被選挙権を行使できません。

また、特別会員並びに特定商工業者には、被選挙権はありません。

立候補要領

■ 1号議員の立候補者になるには、選挙告示日の9月5日(月)から10月12日(水)午後5時までに、立候補届を会議所に提出しなければなりません。なお、立候補届等に必要ない紙は会議所に用意しております。また、立候補に際しては、このほかに次の添付書類が必要です。

① 法人の場合

法人登記の現在事項全部証明書及び役員名簿

② 団体の場合

団体を証する文書及び役員名簿

③ 個人の場合

市長の発行する身元証明書及び履歴書

立候補届

立 候 補 届

一 立候補者の氏名(本名)と住所(氏名は姓を左記欄に記入し、名を右記欄に記入すること)

二 立候補者(個人)の他の団体(任意)の役員(個人は左記欄に)

三 立候補者の住所(住所)

四 立候補者の職業(職業)

五 立候補者の職歴(職歴)

平成二十八年十月十九日執行の長崎商工会議所1号議員の選挙に立候補する旨を明らかにし、選挙告示日から選挙日までの間に選挙権を行使する旨を表明する。選挙権を行使する旨を表明する期間は、選挙告示日から選挙日までの間である。

年 月 日 氏名(印) 住所(住所)

長崎商工会議所選挙管理委員会委員長 殿

推せん

■ 1号議員の立候補者に他の会員を推せんすることができます。推せんする場合は、前記と同じ期間に立候補推せん届と立候補推せん承諾書並びに前記添付書類の提出が必要です。

立候補推せん届

立 候 補 推 せん 届

一 立候補者の氏名(本名)と住所(氏名は姓を左記欄に記入し、名を右記欄に記入すること)

二 立候補者(個人)の他の団体(任意)の役員(個人は左記欄に)

三 立候補者の住所(住所)

四 立候補者の職業(職業)

五 立候補者の職歴(職歴)

平成二十八年十月十九日執行の長崎商工会議所1号議員の選挙に立候補する旨を明らかにし、選挙告示日から選挙日までの間に選挙権を行使する旨を表明する。選挙権を行使する期間は、選挙告示日から選挙日までの間である。

年 月 日 推せん者(印) 住所(住所)

長崎商工会議所選挙管理委員会委員長 殿

立候補推せん承諾書

立 候 補 推 せん 承 諾 書

平成二十八年十月十九日執行の長崎商工会議所1号議員の選挙に候補として推せんされましたのでこれを承諾します。

年 月 日 住所(住所)

氏名(印)

長崎商工会議所選挙管理委員会委員長 殿

選挙負担金

■ 1号議員の立候補並びに推せんに際しては、選挙負担金として3万円を立候補届け出時に納めていただきます。

立候補辞退

■ 10月14日(金)午後5時までに立候補辞退届を提出して立候補を辞退することができます。それ以降の辞退は認められません。

立候補辞退届

立 候 補 辞 退 届

平成二十八年十月十九日執行の長崎商工会議所1号議員の選挙の立候補を辞退する。

年 月 日 氏名(印)

長崎商工会議所選挙管理委員会委員長 殿

② 選挙人

選挙人

■1号議員選挙については、会員（特別会員を除く）並びに特定商工業者を選挙人（選挙権者）とします。

選挙権

■1号議員選挙の場合は、会員のもつ会費の口数によって複数の選挙権を持つことができます。

■個人の会員は、会費口数と同数の法人・団体の会員は口数の倍数の選挙権があります。

■ただし、選挙権数には上限があつて、1会員あたり50個までと制限されています。

■また、特定商工業者には1個の選挙権があり、会員であり、かつ特定商工業者の場合は、会員としての選挙権のほかに特定商工業者としての選挙権を併せ持つこととなります。

■ただし、10月12日(水)午後5時までに会費並びに特定商工業者負

担金を納めていない方は、選挙権の行使ができません。

選挙人名簿

■選挙権を行使できる会員を確定するため、選挙人名簿が作成されます。選挙人名簿は、会員用と特定商工業者用の2通りあり、選挙人に関する次の事項が記載してあります。

- ・氏名または名称
- ・住所または所在地
- ・営業の種類
- ・会費の口数（会員のみ）
- ・選挙権数（会員のみ）
- ・会費または負担金の納入状況

■選挙人名簿は、9月23日(金)午前9時から10月12日(水)午後5時まで、会議所でご覧いただけます。

■この間に、会費・負担金未納者が会費・負担金を納入した場合、随時選挙人の権利が確認され選挙人名簿に表示されます。

■選挙人名簿に異議のある方は、縦覧期間中に文書でお申し出ください。

増口・新規会員加入による選挙権の取得

■議員選挙に際して、増口並びに新規加入を行わない選挙権を得ることができません。ただし、この場合は、10月12日(水)午後5時までに、所定の申込用紙を提出し、増口並びに新規加入分の会費を完納しなければなりません。

■納入が確認され次第、選挙人名簿に掲載されます。

▼口数変更届（増口用）

▼会員加入申込書

選挙権の保有例

例1

会費口数を3口持っている個人会員は3個分の選挙権があります。法人会員の場合は、2倍の6個の選挙権があります。

例2

会費口数を2口持つ法人会員で特定商工業者の資格を持つ企業は、会員分4個、特定商工業者分1個の合計5個の選挙権があります。

例3

会費口数を30口持つ法人会員で特定商工業者の資格を持つ企業は、会員の分としての選挙権数が1会員あたり50個までとの制限があるため、特定商工業者分1個をプラスして合計51個の選挙権があります。

③ 選挙 (投票)

選挙(投票)実施の確定

■選挙(投票)実施の有無は、10月14日(金)までに、本所ホームページにてお知らせします。

■10月12日(水)に立候補及び推せんを締切り、同月14日(金)に立候補辞退を締切ります。この時点で候補者総数が1号議員の定数(47名)を超える場合は10月19日(水)に(長崎商工会議所で選挙(投票))が行なわれます。議員の定数を超えない場合は、選挙(投票)は行なわれず無投票当選となります。

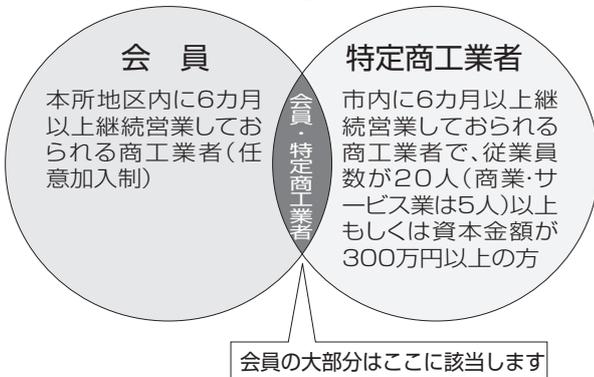
入場券

■選挙に備え会員並びに特定商工業者に対し、9月6日(火)から入場券が配付されます。(会員は口数に応じ、特定商工業者には1個)

■選挙(投票)を行なう際、当日会場で、この入場券を投票券と交換します。入場券は紛失しないようお願いいたします。

■ただし、入場券をお持ちでも10

会員と特定商工業者



選挙人名簿No	選挙人氏名
選挙当日選挙場入口で、この入場券と引き換えに投票券を受取して下さい。	
部会名	選挙権数 1票
選挙日時 選挙場	平成28年10月19日 長崎市桜町4番1号 長崎商工会議所
議員選挙 入場券 (会員用)	
長崎商工会議所選挙長	

入場券(見本)

月12日(水)午後5時まで、会費、特定商工業者負担金が納入されていない場合は、投票券との引き換えはできません。

投票要領

■選挙入場券と引き換えに、投票券を選挙権の個数だけお渡しします。

■投票券には無記名で候補者の氏名、または名称を1人だけ書いてください。

代理投票

■選挙人はやむを得ない事由があるときは、代理投票とすることができます。ただし、代理人は委任者の入場券と委任状を提出してください。(委任状の用紙は、入場券の裏側にも印刷されています)

■選挙権は何個委任されても委任状は1通で結構ですが、入場券はその個数だけ添えてください。ただし、選挙権を分割して委任するときは、その分割しただけの委任状を添えてそれぞれお渡しください。

投票券(見本)

候補者氏名 又は名称
長崎商工会議所議員選挙投票券 (1票券)
長崎商工会議所選挙長

委任状(見本)

選挙投票委任状

被委任者 氏名

私職、上記の者を代理人として、下記の権限を委任します。

記
平成28年10月19日施行の長崎商工会議所1号議員の選挙に際し、選挙権を行使すること。

但し、委任権数 個
平成 年 月 日

委任者 住所または所在地氏名または名称

長崎商工会議所選挙長殿

選挙事務の取り扱いについて

選挙事務取り扱いは、9月5日(月)から10月17日(月)までの平日の午前9時から午後5時まで行ない、土曜、日曜、祝日は行ないません。

議員選挙・選任に関するお問い合わせは
長崎商工会議所 総務企画課まで
長崎市桜町4番1号
☎095-822-0111